

## 湯梨浜町がん検診助成事業運営委託 業務仕様書

### 1. 業務の名称

湯梨浜町がん検診助成事業運営委託業務

### 2. 業務の目的

がんの中でも死亡数の多い大腸がん及び肺がんは、検査種別の最適化により、早期発見、早期治療が可能だと言われている。従来、市町村が行うがん検診に加えて、よりがん発見率の高い「大腸内視鏡検査」及び「胸部 CT 検査」を行うことにより、より詳細な検査が可能となる。

企業版ふるさと納税を活用し、高額な自己負担を必要とする検査費用を助成することで、検査希望者の支援を行い、結果として本町における大腸がん及び肺がんによる死亡者・重症患者を減少させることを目的とする。

### 3. 助成対象者及び検診内容

#### (1) 助成対象者

助成対象者は次の要件をすべて満たす者とする。

ア 30 歳から 74 歳までの湯梨浜町民

イ 本事業の助成を受けようとする同一年度に大腸及び肺がん検診を受診し、  
検診結果が陰性である者

ウ 同一年度に本事業による検診を受けたことがない者

#### (2) 検診内容

ア 大腸内視鏡検査

イ 胸部 CT 検査

### 4. 委託内容

#### (1) 契約

本業務は単価契約とし、がん検診を実施した 1 人あたりの単価とする。

#### (2) 検診機関との委託契約及び調整

受託者は、検診機関と委託契約を結び、本事業の実施枠を調整する。

その他、検診及び関係機関と必要な調整及び協議を行う。

#### (3) 周知広報及び受診勧奨

受託者は、町民に広く周知広報を行い、検診機関及び関係機関と連携し、助成対象者へ勧奨を行う。周知広報及び勧奨の媒体は任意とし、公表前に委託者の内容確認を受けること。また本業務に係る制作物の作成及び通信運搬費用は、受託

者が負担するものとする。その他、必要な場合は、検診機関及び関係機関と調整を行うこと。

(4) 問い合わせ対応

受託者は、本事業に係る町民、検診機関及び関係機関からの問い合わせに対応すること。

(5) 受診者数及び各データのとりまとめ

受託者は、検診機関より受ける検診実施データを元に受診者数、年齢・性別、検診結果及びその他委託者が指定する項目について統計データとして取りまとめ、委託者に提出すること。

5. 再委託

(1) 全部再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

(2) 一部再委託の制限

受託者は、本業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。また、再委託先においても、本仕様書の内容を遵守させなければならない。

6. 報告

毎月10日までに、前月分の業務実績を委託者に報告すること。併せて、委託料支払請求書を提出すること。報告書及び請求書は任意様式とする。

7. 委託料の支払い

毎月の業務実績報告及び委託料支払請求書に基づき支払いを行う。なお、委託者は請求書の受領後30日以内に、委託料を支払うものとする。

8. 情報管理

(1) 情報の提供

本業務の遂行にあたり、委託者が必要と認めた情報に限り、受託者に提供する。

(2) 情報の取り扱い

ア 本業務において知り得た情報を他者に漏らしてはならない。本業務の委託契約終了後又は解除後においても同様とする。

イ 本業務における情報を改ざん及び破損してはならない。

ウ 本業務の遂行にあたり、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

(3) 情報の漏洩

情報の漏洩が発覚した場合は、速やかに委託者に報告すること。また、委託者及びその他必要な機関と協力し事態の収拾に努めること。

#### 9. 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 10. その他

- (1) 受託者は、本事業に係る法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本事業の目的及び意図を十分に理解した上で、誠意を持って本業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり、必要に応じて委託者と協議を行うこと。  
また、本事業の目的遂行のために必要な企画を提案すること。
- (4) 受託者は、契約締結後、速やかに次のものを委託者に提出し、承認をうけること。

ア 事業計画書

イ 業務実施体制調書又は業務実施体制図

ウ 業務フロー図

エ その他、委託者が必要とするもの

#### 留意事項

契約にあたり委託者と受託者間の同意に基づき本仕様書の内容を修正できるものとする。

(別記)

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報保護の基本原則)

第1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。本業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

第3 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、乙の指揮監督を受けて本業務に従事している者(以下「業務従事者」という。)に対して、在職中及び退職後においても本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

第4 乙は、本業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

第5 乙は、発注者(以下「甲」という。)が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、乙は、再委託先(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、本業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

第9 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は必要と認めるとき、乙に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を実地検査することができる。

(業務従事者の監督)

第10 乙は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。  
2 乙は、本業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。  
3 乙は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

第11 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、乙に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。  
2 乙は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について甲と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

第12 乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、甲から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに甲への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、乙が本業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、甲に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、本業務に係る個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従うものとする。本業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

第14 甲は、乙が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。